

食品安全委員会第70回会合議事録

1．日時 平成16年11月18日(木) 14:00～14:47

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・添加物「亜塩素酸ナトリウム」に関する食品健康影響評価について

・特定保健用食品2品目に関する食品健康影響評価について

DHA入りリサーラソーセージ

キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK₂

(2) 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について

(農林水産省からの追加報告)

(3) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員

(説明者)

農林水産省 杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勸告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、富澤評価調整官

5．配布資料

資料1-1 亜塩素酸ナトリウムに係る食品健康影響評価について

資料1-2 特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価について

資料2 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について

6．議事内容

寺田委員長 それでは第70回の「食品安全委員会」を開催いたします。本日は6名の委員が御出席でございます。

また農林水産省から杉崎衛生管理課課長補佐が御出席になっております。

本日の会議の全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会(第70回会合)議事次第」というのがございますので、御覧いただきたいと思っております。

お手元の資料の確認をお願いいたします。資料は全部で3点ございます。

資料1-1が「亜塩素酸ナトリウムに係る食品健康影響評価について」。

資料1-2が「特定保健用食品許可申請食品に係る食品健康影響評価について」。

資料2が「牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について」でございます。

お手元にございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

『添加物「亜塩素酸ナトリウム」に関する食品健康影響評価について』は、専門調査会における審議・情報・意見募集の手続が終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料1-1に基づきまして、御説明をさせていただきます。

1枚めくって1ページ、亜塩素酸ナトリウムの添加物として使用する場合における食品健康影響評価ということで、現在、亜塩素酸ナトリウムは「はじめに」に書いてございますように、かんきつ類果皮、さくらんぼ、生食用野菜類等に使ってもいいということになっておりまして、法令上の書きぶりは、A B C D以外の食品に使用してはならないという書きぶりになっておりますけれども、それはここに書いてあるような食品には使ってもいいということでもあります。

その使用量の制限もかかっているわけでありまして、今回、現行の使用基準で認められている食品に加えて、1ページの下の方に書いてございますように、「カズノコ(調味加工品に限る)」という新しい食品についても使えるようにする改正をしようとするに伴いまして、食品安全委員会に健康影響評価の依頼のあったものでございます。本品については、最終食品の完成前に分解または除去することとなっているわけですが、これは既に一度御説明しておりますので、あまり詳しく御説明するのは避けませんが、完成前に除去するとは申しまして、いろいろ毒性試験が行われておりまして、これらの毒性試験の結果を検討いたしました結果、特に問題となるような特殊な毒性、例え

ば発がん性とかその他の毒性については見られないということでございまして、9ページをごらんいただきますと、評価結果といたしまして、ラットを用いた二世世代繁殖試験の結果に基づいて、影響の見られなかった濃度を基にADIを0.029 mg/kg 体重/日としてはどうかという評価結果になっているものでございまして、この評価結果を食品安全委員会に御報告いたしまして、意見・情報の募集を9月30日から10月27日までいたしました。

17ページに「参考2」というのがございますが、ここにございますように、3通の意見がありまして、お申し出の中身といたしましては、この表に書いてあるような5項目でございまして。

第1の項目は、外国における法的なステータスについての話でありまして、専門調査会の御回答は、文面で確認できる範囲で情報のとりまとめを行ったということでございます。

2番目は、EUにおいて、新たに畜肉の処理の使用に関する評価が行われているが、これについては新たな指令が期待できるのではないかという情報でございましてけれども、これらの情報は情報といたしまして、今回の評価には影響を及ぼすものではないというのが専門調査会の御回答でございまして。

3番目は、これは日本国内における亜塩素酸ナトリウムの食品添加物としての規制の、言ってみれば法的取扱いについての御意見でございまして、専門調査会としては、これはリスク管理に関する御意見なので、厚生労働省の方に転達いたしますというお答えでございまして。

4番目は、今回の亜塩素酸ナトリウムを使ったカズノコが新たに出てくるということになるわけでありましてけれども、その際には使用表示を行うべきではないかという御意見でございましてけれども、これもリスク管理に関する御意見でございまして、食品安全委員会としては、1日摂取許容量の設定ということでリスク評価を行っているということで、この点につきましても、管理機関の方に転達をするというお答えでございまして。

5番目の御意見は、実際に評価の中で亜塩素酸ナトリウムが最大摂取されてどのくらい摂取されることになるのかという推定をしているわけですが、それが過剰な見積りではないかという御意見でありまして、これについても、現時点において理論上推定された摂取量ということで、現実的にはもっと少ないのかもしれませんが、リスク評価をする上で推定をしたということでございまして、これも特段問題ないのではないかとというのが専門調査会での御意見でございました。

これらの御判断によりまして、評価結果につきましては、当初本委員会に意見・情報募集の際にお示しいたしました評価結果と全く同じでございましてけれども、ADIとして0.

0.029 mg/kg 体重 / 日とすることとしてよろしいのではないかとということで、11月26日付で添加物専門調査会の座長より食品安全委員会委員長あてこういう結果の報告がなされたものでございます。

どうかよろしく御審議をお願いいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、ここに記載してあることに関しまして、どなたかコメント、あるいは質問ございますでしょうか。

寺尾委員 教えていただきたいんですけども、これは既にフキとかブドウとかモモとかに使われているわけですね。今までADIというのは設定されていなかったんでしょうか。

村上評価課長 そうです。最終食品の完成前に分解または除去することとなっております。それでADIは特に設定せずに使用規制がかかっていたんですが、今回、食品健康影響評価の御依頼がありまして、専門調査会では残らないからいいのではないかとという考え方もありますけれども、せっかくこれだけデータがあるのであれば、ADIを設定できるのではないかとということで御審議をされたものというふうに理解しております。

寺尾委員 いろいろ毒性試験をやっておりますけれども、これは前回評価した後に出てきたデータということになるんでしょうか。

村上評価課長 厚生労働省で認めた後ということだと思います。

寺田委員長 よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

それでは、亜塩素酸ナトリウムにつきましては、添加物専門調査会における結論と同じものになりますけれども、亜塩素酸ナトリウムのADIを亜塩素酸イオンとして0.029 mg/kg 体重 / 日と設定するというのでよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に「特定保健用食品2品目に関する食品健康影響評価について」も、専門調査会における審議、情報・意見募集の手続が終了いたしておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料1-2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

今回お諮りをいたしますものは、「DHA入りリサーラソーセージ」マル八株式会社より申請のあったもの及び「キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK₂」、これはキューピー株式会社より申請のあったもの、この2つの品目についての評価でございます。

第1番目の品目でございますが、1ページ「DHA入りリサーラソーセージ」でござい

ますが、これも一度意見・情報の募集の前に御説明しておりますので、かいつまんで御説明いたしますけれども、DHA（ドコサヘキサエン酸）とEPA（エイコサペンタエン酸）を含むソーセージ形態の食品ということで、中性脂肪が気になる方に適するというところで売りたいというものであります。1日当たりの摂取量としては、関与成分DHAが1人当たり850mg、EPAの方が200mgということになっているわけでございます。

本品につきましては、9月9日から10月6日まで、国民から意見・情報の募集をさせていただきましてけれども、これにつきましては、特に意見・情報はございませんでした。ただ、前回9月9日の第61回の食品安全委員会におきまして、11ページ、本委員会におきます御議論の際に御指摘がございまして、これが11ページの左側の欄に書いてございまして、「本食品の関与成分EPAについて、EPA製剤は、ワーファリンのほか、アスピリンやインドメタシン等の酸性消炎鎮痛剤と併用注意となっているが、これら普通のヒトがよく飲む市販医薬品とEPAを含む本食品を摂取した場合、万が一のリスクがあった場合はどう対処するのか」、そのような心配はないのかという御指摘でございました。

これにつきまして、専門調査会から申請者に対して追加の情報の提出の要求などをいたしまして、専門調査会としての御回答が右側に書いてございます。

右側の方でございますが、申請者において、EPA製剤とアスピリン、インドメタシン等の酸性消炎鎮痛剤、消炎薬、鎮痛薬との副作用、出血、相互作用に関する文献、副作用情報等を検索をいたしましたけれども、副作用、出血、相互作用に関する文献、副作用情報を見出すことはできませんでしたということでございます。

それから、これは事務局から厚生労働省に対して問い合わせをいたしましたけれども、EPA製剤と酸性消炎鎮痛剤との併用による副作用と認められる明確な報告事例はないという御回答でございました。

それから、本食品から摂取するEPAの量でありますけれども、エパデールの服用量と比べて、9分の1程度ということでありまして、日本人の平均EPAの摂取量と比較してもその半分程度ということで、量的に見ても問題ないだろうということではありますが、申請者からその下の方に①②③と書いてございますけれども、これらの文献が引用されまして、これらの文献ではEPAを比較的大量に含む魚油とアスピリン、あるいはワーファリン等との併用と申しますが、一緒に摂取した場合でも、出血期間の延長、あるいはトロンボプラスチン時間等の指標において差はなかったという文献があるということでございます。

これが前回、食品安全委員会において御指摘されたことに対する調査会からの回答とい

うことをごさいますて、この回答を持ちまして、専門調査会としてはDHA入りリサーラソーセージについては、食経験等を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題がないと判断されるという結論でよろしいのではないかとということになったものごさいます。

もう一つの案件ごさいます「キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK₂」ごさいます、4ページ以降に審議結果の資料が付いてごさいます、これはビタミンK₂(メナキノン-4)を含む錠剤形態の食品ということごさいますて、骨の健康が気になる方に適するということを標榜して売りたいということごさいます。

関与成分としては、ビタミンK₂が1.5 mgということになります。

本品につきましては、10月7日の第64回の食品安全委員会に御報告をさせていただいて、国民から広く情報・意見の募集をさせていただいてもよろしいということになったわけごさいますけれども、10月7日から11月3日まで意見・情報の募集をいたしました、その間に特段の意見・情報はごさいませんでした。

そのことを踏まえて、専門調査会では当初の御結論と同じごさいますけれども、安全性に係る審査結果としては7ページの4のところに書いてごさいますように、『「キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK₂」については、食経験、in vitro及び動物を用いたin vivo試験、ヒト試験の安全性に係る部分の内容を審査した結果、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断される。』ということになったものごさいます。

「なお、本食品につきましては、ビタミンK₂は血液凝固能を有するので、抗凝固剤を服用している方やビタミンKの豊富な食品(納豆など)の摂取を控えるように指示されている方は医師等に御相談くださいとの注意喚起の表示を行う必要があると考えるので、申し添える。」というなお書きも添付されております。

これらの経緯をもちまして、新開発食品専門調査会といたしましては、11月15日付けで、この審議結果を食品安全委員会の委員長あて御報告されたものごさいます。

よろしく御審議のほどをお願いします。

寺田委員長 ただいまの「DHA入りリサーラソーセージ」「キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK₂」、この2つの特定保健用食品に関する説明に何か御意見等ごさいますでしょうか。

そうすると、ただいま説明されたとおりごさいますけれども、特定保健用食品の「DHA入りリサーラソーセージ」につきましては、新開発食品専門調査会と同じ結論で適切

に摂取されるに限りにおきましては、安全性に問題はないと判断されるということによろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございます。

続きまして、特定保健用食品の「キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK₂」につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論になりますが、「適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断される。なお、本食品にあるビタミンK₂は、血液凝固能を有するので、抗凝固剤を服用している方や、ビタミンKの豊富な食品(納豆など)の摂取を控えるように指示されている方は医師等に御相談ください等の内容の注意喚起の表示を行う必要があると考えるので申し添える。」ということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に「牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について」であります。死亡牛のBSE確定診断の結果につきましては、今まで2回農林水産省から報告がありましたが、そのことにつきまして、追加の説明がございますので、お願いいたします。杉崎農林水産省消費安全局衛生管理課課長補佐、よろしくお願いいたします。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 本来なら栗本衛生課長の方が出席して説明するはずなんですけれども、今日は海外の方に出張してございますので、代わりに私、課長補佐で格下でございますが、説明させていただきます。

死亡牛検査、農林水産省ではBSE対策特別措置法に基づきまして、昨年4月1日から原則24ヶ月齢以上全頭と、症状のあったものはそれ以下のものでもやりなさいということに対応してきたわけです。

死亡牛の検査の準備が整わない都道府県については、1年間の準備の猶予期間をもって、本年4月1日からは全都道府県で完全に実施しているという状況でございます。

昨年度の実績は5万頭弱、4万8,000頭くらいです。今年度は9月末現在で5万頭を超えておりまして、トータルでもう10万頭以上の死亡牛検査が行われております。

そのうち、今まで死亡牛検査で陽性が見つかったのが既に報告してございますけれども、2例ございます。平成13年9月10日にBSEが初めて見つかって以来、14例見つかっております。そのうちの11例目と14例目が今回説明する死亡牛でございます。

前回、画像を御説明していなかったものですから、今回画像の説明をするということに

しております。

11 例目でございます牛は、平成 8 年 4 月 8 日生まれで、実は平成 7 年から 8 年生まれというのが、14 例のうち 10 例で、この年代は割と B S E が出ている年代です。

1 枚目がウエスタン・プロットの画像で、2 ~ 4 列目が陽性対照、マウスにスクレーパーを感染させたものの乳剤の陽性コントロールということです。

6 ~ 9 列目が今回の釧路で見つかった陽性の検体です。

8 ~ 9 がエライザでスクリーニングに使った材料そのままのもので、6 ~ 7 列が同じものなんですけれども、新たに切り出してつくった材料と聞いております。

10 ~ 11 が B S E、これはイギリスの B S E 患畜の乳剤ということです。典型的な陽性の画像と思います。

次のページが「病理組織学的検査の結果」と「免疫組織化学的検査の結果」で、いずれも陽性ということでございます。

残り 2 枚が 14 例目の検査でございます。

ウエスタン・プロットで、1 ~ 4 列が今回の被検体です。エライザでつくった材料をそのまま流したのが 1 ~ 4 です。

5 ~ 6 が、新たに脳からつくったサンプルで、7 ~ 8 がマウスのコントロールということでございます。これも典型的に陽性が出ております。

次のページが、組織病変です。きれいな空胞が見られております。

結果はこれで陽性ということで、死亡牛の場合は動物衛生研究所に確定検査をしていただいております。品川先生のところのグループということでございます。

そういったことで死亡牛検査も、毎日死亡牛が出ておりますので、現場の家畜保健衛生所では日々対応しているという状況でございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問等ございますでしょうか。

細かいことですが、後々の記録のために質問があります。その前に、10 万頭やって 2 頭ということは、片方は 350 万頭で約 10 頭という、やはり死亡牛はパーセントからいくと高いですね。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 オーダーで 10 違いますね。ただ、例数をもう少し積み上げてみないかどうかと思います。

寺田委員長 これは細かいテクニカルなことですが、抗体ですが、最初の 11 例目は T 2 ですね。それから免疫染色に S A F - 54 を使っておりますね。

その次のTokachiのところは、ウエスタンはT2で、免疫染色はT1。これはそれぞれどういう性格のものですか。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 私もそこまでは存じ上げておりません。

寺田委員長 やはり記録は残されていた方がいいですよ。後からみるのに、記録の上で貴重なサンプルですから、細かいことを言うようですけども、是非お願いいたします。

それから、11例目のウエスタンで、10～11レーンは、ポジティブコントロールに英国からもらったものを使っておられるんですね。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 そう聞いています。

寺田委員長 ところが14例目のものにはそれは流していないわけですか。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 恐らく流しているとは思いますが、いい画像がこれだったのではないかと思います。

寺田委員長 わかりました。大体のところはこれでいいんですが、常に何か1つの同じサンプルを間に入れて、1つのウエスタンと別のウエスタンとの比較ができるようにしておくことです。濃さではエクスポージャーとか、いろいろなことで変わりますからね。ですから、Aのプリオンの数とBというところが、これだと同じだと言っていいのかどうかということです。比較するとき、真ん中にスタンダードのものがあって、それを中心にしているいろいろなデンシメトリックで測ったりすることはよくやります。それもどういうプロトコールになっているのかよくわからないものですから、随意的にやるのではなくて、スクリーニング法であればきちっとしたやり方を記載してやられるのがいいんじゃないか。細かいことで申し訳ありません。

それから、最初のところの11例目の2～4というのは、Moというのは、マスクのスクレーピーと言われましたか。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 マスクのスクレーピーだそうです。

寺田委員長 スクレーピーのものをマウスに感染させたものなんですか。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 その乳剤だと聞いています。

寺田委員長 そうですか。少なくともこの濃さに関しては、例の7、8と同じものを使っているから、これを中心にして比較できるのかと思ったのです。常に同じコントロールサンプルを入れているのだったら出来ますね。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 そうですね。

寺田委員長 もう一つ、死亡牛に使っている抗体と、と畜場での牛にやっている抗体は同じ抗体であり、Moコントロールもポジティブコントロールを使っているのか、あるいは

は英国から来たのを同じように使っているのか。それはどうなのでしょう。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐　そこは確認してみないとわかりません。

寺田委員長　連携をよく取って、同じ方法でやるのが重要です。あとから全部集めて、例えば 30 例見たときに、全部一緒に比較ができる形にされておいた方がありがたいし、それから当然のことでたくさん異常プリオンがたまっているから問題ないのですけれども、エライザでどの辺の値が出たのかということも横に付けておいていただければ有難い。このサンプルで 2 回やって、2 回ともそうなのか、3 回やってそうなのか。順番はどうだと。細かいことを記録された方が本当にいいと私は思います。

11 例目は末梢神経節から出たものですね。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐　そうです。

寺田委員長　私ばかり質問してどうも済みません。わざわざ来ていただいて、説明をお願いしたのは、そういうことの記録とか、それをきちっと記載していただければいいんで、勿論判断が違ふとかいうことでは全然ありません。

ほかに何かございませんか。とにかくテストのところ、本質的な診断・判断は全然変わらないんですが、記録のために一つひとつは随分人力とお金がかかっているし、やってはおられるんでしょうけれども、どこかにその記録のファイルをきちっとして、だれでも見られるような形にしておいた方がいいと思います。

中村委員　素人で病理学的なものはよくわからないので教えてほしいんですが、11 例目と 14 例目の組織学的検査の写真が、11 例目と 14 例目で大分違いますね。これは病状が進んでいたとか、そういうことによる違いなんですか。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐　そのようだと思いますが、いずれにしても、この 2 例は典型的な B S E の症状というのは確認されていないんです。もっと言えば、今、日本で 14 例出たものというのは、これだという典型的な B S E の症状というのはほとんどないです。後から思えば起立不能だったとか、そういう事例はあるんですけれども、そういう意味では典型的な B S E の症状と言われている脳の症状を出す以前の脳の状態は、それでも病理学の先生に見てもらえば、かなり典型的な空胞であるとはおっしゃっています。

寺田委員長　これはやはり門部と言っても、三叉神経核とか迷走神経核とか、場所によって細胞・組織の形態ももともと違いますから、とったところでも違うことがあります。

もう一つは、片方の染色の方も、免疫染色というのは、染色の時間を長くすれば濃く染まるということになるし、ちょっとやるとわかりにくい。ヘマトキシリン・エオジン染色で左側の空胞がいっぱいあるというのは典型的です。非常に神経質であるようであれば、本

来から言うと、マウスのトランスジェニックか何かでやった脳の切片を常にポジティブコントロールで、これも横に置いておいて、それは幾らでもリプレースできますから、それに比べて染色がこれだけあるのとかないとか、必ず横に比較するものがないと、比較できないということがあります。

もう一つは、何と言っても、抗体が変わっても変わらないのかどうかということは別の問題としてあります。これは多分使っておられるのはポリクロナルなのか、モノクロナルなのか。染色の場合は大体ポリクロナルが多いんですけども、その辺のことがよくわからない。全体のピクチャーの結論から言ったら大したことはないです。だけれども、記録の上ではきちっとされていた方が後々のためにいいんだろうということです。

何かほかにございますか。どうぞ。

本間委員 これは試料というのが、こうやって今まで検出された動物に関しては、試料保存というのはどんなシステムでされておられるのでしょうか。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 死亡牛の2例については、動物衛生研究所の方で、品川センター長のチームが保存して使っているという状況でございまして、あとはと畜場で見つかったものは、国立感染症研究所の方で保存して、研究に供していると承知しております。

本間委員 要するに、特定の研究所で責任を持って保管しているということですか。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 そういう状況で、これは恐らく分与はできないと思います。特定の研究施設でないと使えないような、少なくとも死亡牛の材料については、動物衛生研究所が所有して、特定のプリオン病の施設の中でしか使わないという縛りには今なっていると思います。

本間委員 死亡牛は動物衛生研究所と決まっているんですか。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 動物衛生研究所です。

本間委員 わかりました。

寺尾委員 基本的なことで申し訳ないんですが、3つ試験法がございましてね。ウエスタン・ブロットと病理と免疫組織化学、確定診断というのはどれでもいいんですか。病理というのは、日米のWGでは入っていなかったような気がするんですけども、日本は今、確定診断というのは何でやっているんですか。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 ウエスタン・ブロットで陽性が出た時点で陽性とみなしているように承知しています。

寺尾委員 ウエスタン・ブロットと免疫組織化学の2つで、どちらか一方でもプラスに

なれば B S E だと。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 そのとおりです。

寺尾委員 そうすると、病理組織というのは特に、やってもやらなくてもいいことになるんですかね。

杉崎消費安全局衛生管理課課長補佐 三者やって、三者でどれか出れば陽性というふうになるんでしょうけれども、これまでの傾向からすれば、ウエスタン・プロットが一番感度がよろしいようです。

例えば 8 例目、9 例目の例は、病理組織が陰性で、免疫組織化学的検査も陰性で、ウエスタン・プロットがかすかに出ていたというようなことですから、そういったことを考えますと、ウエスタン・プロットが陽性という段階で確定診断も陽性となっております。

寺田委員長 多分、病理組織だけだったら、こういう空胞が出るのはほかの病気でもあるから、免疫反応で出たらいいだろうということだと思います。

寺尾委員 病理組織だけ陽性で、あとの 2 つが陰性だったら、これは確定的にはならないという判断ですか。

寺田委員長 普通に考えてそうだと思います。ほかの神経変性の病理がありますから、牛の場合はよくわからないけれども、人間の場合はあります。

ついでに細かいことで、最後のところで抗体の T 1、その前の S A F - 54、抗体ダイリユーションが書いていない。片方は 1 : 5,000、そういうこともちゃんと書いておかないと、後から本当に困ってしまうと思います。

私も前に何回もここでも言いましたけれども、申し訳ないけれども、人の病理解剖のサンプルであとで何かのためにやろうと思っても記録がきちつとないと全然使えないんです。ヒトと牛とを比べるのは悪いんですけれども、B S E の牛というのは将来的に非常に貴重なサンプルですから、是非そこはもう一言いっておきたい。これもあちこちで言ったことを繰り返して言っている話なんですけど、さっきおっしゃったサンプルを後から 10 年経った人が、どこへ行ったらそれを手に入れることができ、どういう状態で保存されて、その 1 頭 1 頭の牛に関するカルテというか、記録がちゃんと書かれて、どの機関が管理責任を持ってやっているかということはきちつと、是非よろしく願いいたします。これは農林水産省、厚生労働省両方なんですけれども、是非よろしく願いいたします。

ほかにございませぬね。どうも御苦勞様でございます。よろしく願いいたします。

それでは、そのほかに何か議事ございますでしょうか。

中村委員 同じ B S E の関連なんですけれども、今、プリオン専門調査会で日本の国内

対策の見直しの諮問を受けて議論をしているわけですが、その一方で日本は限られた国から牛肉を輸入しているわけです。そういった国のBSE対策が本当にきちんとやられているのかどうかということに大変私自身も関心があるんです。ですから、海外におけるBSEの現状と対策について、この食品安全委員会が独自に調査をするということも勿論大切ですし、もう一つは、リスクの管理機関に情報提供をお願いする、調査をお願いするという必要なのではないかと思うんです。ですから、この機会にそういった必要な情報収集を開始するようなことを、ここで合意できればいいのではないかと思います。

寺田委員長 どうもありがとうございました。海外のというのは、必ずしも米国に限らずということですね。ヨーロッパでは分析をして随分いろんな情報が出ていますね。情報がない国も含めということですね。

どなたか御意見ございますか。

寺尾委員 それは非常に重要な話なんで、私も賛成です。ただ、どこの国をやるかというプライオリティーを決めてやっていかなきゃだめですね。

寺田委員長 国の名前を今言えませんが、プライオリティーを決めて、やることになるんでしょう。私ども独自でやるというのもそうですが、管理機関の方にいろいろとお願いするというにしても、その評価ということになると、こちらがまたいろいろとやらしていただくということになると、大変ではあります。プライオリティーをどういうふうに決めてやっていくか。この件に関しまして、ほかに御意見ございませんか。

データがないところが多いでしょうね。きちっとしたところでやっているところはいいけれども、わからないところとかがいっぱいありますね。大変ですけども、大事は大事ですので、その方向で評価をやっていくということでもよろしゅうございませうかね。

寺尾委員 今、BSEのリスクコミュニケーションで随分その話は出ますね。どこの国の牛肉は大丈夫なのかという話、ですから、そういう意味で非常によろしいんじゃないでしょうかね。

寺田委員長 EUならEU、国別の評価を横目で見ながら、私どものところもこの委員会やるか、あるいは管理側がやるか、多分管理側にいろんなことでやってもらわないといけないところがあるんですけども、ほかにございませんか。

やる方向で皆さん合意を得たわけですが、事務局側はこの件に関しまして、何かございますか。

齊藤事務局長 御指摘いただきましたので、管理側の省庁とも相談をさせていただいて、どういうやり方がいいのか、実際始めるということになると、なかなか大変な作業もある

うかと思えます。省庁間でもよく連携を取って、どんな分担であるかということも含めて、検討したいと思えます。よろしくをお願いします。

寺田委員長 ありがとうございます。

本間委員 これはまさにごもっともな話だと思いますけれども、ただし、いろんな情報がここでもたくさん紹介はされておりますけれども、特に必要度の高い、欠落している分野というのがあるのでございましょうか。

中村委員 要するに、今、もっているのは断片的なんです。極端なことを言うと。つまり体系的な情報がなくて、私がヨーロッパへ行ったり、オーストラリアに行ったりして、その範囲内で、限られた時間の中で集められるものを、何となく自分は少しわかったような気がして持ってくるんですけれども、体系的ではないんです。それは体系的でない、いろんな法的な議論をするときに、なかなか材料として使いにくいので、そこでそろえた方がいいかなという発想です。

寺田委員長 いかがですか。私も断片的であり、国によって随分偏りがございまして。ですから、そういうことで客観的にということで、事務局が言われましたように、管理省庁とか、かなり大変な仕事なので、プライオリティーを決めて、管理省庁と相談して下さって、私どももいろいろと相談に乗ってやるということです。

ほかに何かございませうか。

小木津総務課長 特にございませぬ。

寺田委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事はこれで終了いたしました。委員の先生方ございませぬね。

それでは、第70回の「食品安全委員会」を終了いたします。

次回の委員会につきましては、11月25日木曜日14時から開催いたしますので、お知らせいたします。

また、現在、全国各地で開催しております食品に関するリスクコミュニケーション「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会」ですが、明日19日、金曜日は那覇市で13時30分から。21日、日曜日は大分市で13時から。22日月曜日は前橋市で13時30分から。23日は、大津市で13時30分から。24日、水曜日、岡山市で13時から。25日木曜日は大阪市で10時から。同日神戸市で15時から意見交換会の開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。